

消費者団体訴訟における実体法および契約の解釈

—要件の解釈における個別訴訟との関係について—

山 里 盛 文

I はじめに

消費者団体訴訟は、2006年に導入された適格消費者団体による差止請求と、2013年に導入された特定適格消費者団体による集団的被害回復手続が存在する。消費者団体訴訟における差止請求権の行使や損害賠償請求権等の行使のための要件については、消費者契約法・消費者裁判手続特例法に規定されているほか、その前提として、消費者契約法などの実体法についての判断も必要となる。

消費者団体訴訟、すなわち、差止請求・集団的被害回復手続はいずれも、被害者本人以外の消費者団体による訴訟追行である。ここでは、各請求の可否を左右する点としての実体法および契約の解釈をどのように行うかが重要となるが、その解釈の方法につき、個別訴訟の場合との関係、すなわち、団体訴訟と個別訴訟との解釈が異なるのか、それとも、団体訴訟と個別訴訟と同様に考えるべきかについて、問題となると思われる。

そこで、本稿においては、近時に出された二つの判決をもとに、団体訴訟における実体法および契約の解釈について、その要件の解釈における個別訴訟との関係について検討することとする。

II 要件の整理

i 差止請求

1) 要件の概要

適格消費者団体による差止請求が認められるための要件としては、以下の通りまとめることができる¹。

- ①主体要件：適格消費者団体であること
- ②行為要件：事業者の行為が、
 - ②-1 不特定かつ多数の消費者に対するものであること
 - ②-2 消費者契約法・特定商取引法・景品表示法・食品表示法規定の不当勧誘・不当条項の使用であること
- ③現に行いまたは行うおそれがあるとき

なお、本稿における以上のような要件整理について、山野目章夫教授は、「分節的な読み方」（これに対して、上記②と③の要件を区別せず、「全体として消費者契約法10条に該当する事態となって消費者の権利利益が侵害されるおそれがあるかどうか、が評価的に判断される」とする読み方を「包括的な読み方」とされる）として、このような読み方は採用すべきではないとされる²。少々長くはなるが、採用すべきではないとされる部分を引用する。

「消費者の利益を保護するため契約条項に制限解釈を施すべきであるかどうか、という論点を

検討する際、分節的な読み方を前提とすると、消費者の権利利益の保護を志す法律家は、そのような制限解釈は存在しない、という論理を力説しない限り、当該契約条項が消費者にとって危険な契約条項であることを論証することができない状況を強いられる。おそらく同じ法律家が個別事案の局面においては、当然のことながら反対向きのベクトルに拠り、制限解釈が採用されるべきであるとする弁論を法廷で展開することになる。

消費者契約法12条3項の分節的な読み方は、法律家に不自然な訴訟活動を強いる結果を招く。もともと、個別事案の処理において消費者契約法10条を適用する局面と同法12条3項に基づく差止請求の側面とでは制度作用が異なる。このことを直視しない分節的な読み方は採用されるべきではないと考えられる。』³

ここで想定されているのは、ある契約条項について制限解釈が採用される場合、制限解釈をすることにより不当条項ではなくなるということであろう。そうすると、制限解釈をしないと不当性が否定されないのであるから、山野目教授が想定される場面について考えると、差止請求については制限解釈を否定し、消費者契約法10条に該当するとして差止請求が認められるとの主張をすることとなり、これに対し、個別訴訟の場合は、「制限解釈が採用されるべき」との主張をすることとなると考えられる。ここで想定されている事案は、事業者が用いるある契約条項に基づいて消費者に対してある請求がされたとき、その契約条項について制限解釈をすることにより、消費者の利益が保障されるとの主張をすることであると思われる。しかし、このような事案においては、制限解釈をしなければ（そもそも）消費者にとって危険な条項であるのであるから、「その契約条項は、消費者契約法10に該当し無効である」との主張をすることによっても消費者の利益を保障することは可能であると思われる。したがって、本稿のような要件整理をしたとしても、直ちに、不当な結果となるとは考えられないと思われる。

2) 検討の対象の設定

上記要件のうち実体法・契約の解釈において問題となる要件は、「②-2 消費者契約法規定の不当勧誘・不当条項の使用であること」である。すなわち、不当勧誘行為や不当条項の該当性についての判断は、消費者契約法などに規定された不当勧誘行為・不当条項などに該当するか否かの判断が必要となるからである。

なお、以下では、検討の対象については、消費者契約法に限定する。

ii 集団的被害回復手続

1) 要件の概要

特定適格消費者団体による集団的被害回復手続が認められるための要件としては、以下の通りまとめることができる。

- ①主体要件⁴：特定適格消費者団体であること
- ②共通義務要件
 - ②-1 多数性（相当多数の消費者に生じた財産的損害であること）
 - ②-2 共通性（対象消費者に共通する事実上および法律上の原因であること）

消費者団体訴訟における実体法および契約の解釈 ―要件の解釈における個別訴訟との関係について―

②-3 支配性（対象債権の確定が簡易確定手続において適切かつ迅速に判断することができること）

③対象の損害であること

2) 検討の対象の設定

上記要件のうち実体法・契約の解釈において問題となる要件は、「②-2 共通性（対象消費者に共通する事実上および法律上の原因であること）」「②-3 支配性（対象債権の確定が簡易確定手続において判断することができること）」といえる。

Ⅲ 差止請求

i はじめに

差止請求の対象となるのは、事業者の勧誘行為・使用している条項が、消費者契約法4条・8条～10条に該当するかが問題となる。また、そのうち契約の解釈が特に必要とされるものは消費者契約法10条であるといえる。

以下では、事業者が使用する条項が、消費者契約法10条に該当するか、そして、当該条項について、条項の文言以外に解釈を加えるべきかについて最高裁レベルで争われた最判令和4年12月12日⁵を紹介し、本稿の問題意識である団体訴訟における実体法および契約解釈についての検討をすることとする。

なお、団体訴訟は、消費者契約法4条の不当勧誘規制も対象としており、消費者契約法4条においては因果関係要件についても検討が必要であるといえる。この因果関係要件についての検討は、集团的被害回復手続においても問題となり、本稿で検討の対象としている東京高判令和3年12月22日においても問題となっていることから、集团的被害回復手続の箇所でも扱うこととする。

ii 最判令和4年12月12日

1) 事案

(1) 事実

適格消費者団体が、家賃保証契約における、家賃保証業者に解除権を付与する条項（解除権付与条項）・賃料不払等の事情が存する場合に明渡しがあったとみなす条項（明渡しみなし条項）などが消費者契約法10条に該当するとして差止めを求めた⁶。

(2) 判旨

解除権付与条項について、以下のように判断した。

この事件においては、まず、本件契約書13条1項に規定される解除権付与条項の文言につき、「契約を解除するに当たり催告をしなくてもあながち不合理とは認められないような事情が存する場合に、無催告で解除権を行使することが許される」との限定をしたものと解する限定解釈をするか否かについて問題となった。そしてその可否については、「本件契約書13条1項前段は、無催告で原契約を解除できる場合について、単に「賃借人が支払を怠った賃料等の合計額が賃料3か

月分以上に達したとき」と定めるにとどまり、その文言上、このほかには何ら限定を加えておらず、賃料債務等につき連帯保証債務が履行されたか否かによる区別もしていない上、被上告人自身が、本件訴訟において、連帯保証債務を履行した場合であっても、本件契約書13条1項前段に基づいて無催告で原契約を解除することができる旨を主張している（記録によれば、被上告人は、現にそのような取扱いをしていることがうかがわれる。）。これらに鑑みると、本件契約書13条1項前段は、所定の賃料等の支払の遅滞が生じさえすれば、賃料債務等につき連帯保証債務が履行されていない場合だけでなく、その履行がされたことにより、賃貸人との関係において賃借人の賃料債務等が消滅した場合であっても、連帯保証人である被上告人が原契約につき無催告で解除権を行使することができる旨を定めた条項であると解される。」とし、限定解釈をすることを否定した。また、「原判決の引用する前記第一小法廷判決（最判昭和43年11月21日民集22巻12号2741頁－注山里）は、賃貸人が無催告で賃貸借契約を解除することができる旨を定めた特約条項について、賃料が約定の期日に支払われず、そのため契約を解除するに当たり催告をしなくてもあながち不合理とは認められないような事情が存する場合に、無催告で解除権を行使することが許される旨を定めた約定であると解したものである。他方で、本件契約書13条1項前段は、賃貸人ではなく、賃料債務等の連帯保証人である被上告人が原契約につき無催告で解除権を行使することができるとするものである上、連帯保証債務が履行されたことにより、賃貸人との関係において賃借人の賃料債務等が消滅した場合であっても、無催告で原契約を解除することができるとするものであるから、前記第一小法廷判決が判示した上記特約条項とはおよそかけ離れた内容のものというほかない。また、法12条3項本文に基づく差止請求の制度は、消費者と事業者との間の取引における同種の紛争の発生又は拡散を未然に防止し、もって消費者の利益を擁護することを目的とするものであるところ、上記差止請求の訴訟において、信義則、条理等を考慮して規範的な観点から契約の条項の文言を補う限定解釈をした場合には、解釈について疑義の生ずる不明確な条項が有効なものとして引き続き使用され、かえって消費者の利益を損なうおそれがあることに鑑みると、本件訴訟において、無催告で原契約を解除できる場合につき上記Aにおいてみたとおり何ら限定を加えていない本件契約書13条1項前段について上記の限定解釈をすることは相当でない。」とも判断した。

前段要件について、「一般に、賃借人に賃料等の支払の遅滞がある場合、原契約の解除権を行使することができるのは、その当事者である賃貸人であって、賃料債務等の連帯保証人ではない。また、上記の場合において、賃料債務等につき連帯保証債務の履行がないときは、賃貸人が上記遅滞を理由に原契約を解除するには賃料等の支払につき民法541条本文に規定する履行の催告を要し、無催告で原契約を解除するには同法542条1項5号に掲げる場合等に該当することを要する。他方で、上記の連帯保証債務の履行があるときは、賃貸人との関係においては賃借人の賃料債務等が消滅するため、賃貸人は、上記遅滞を理由に原契約を解除することはできず、賃借人にその義務に違反し信頼関係を裏切って賃貸借関係の継続を著しく困難ならしめるような不品行があるなどの特段の事情があるときに限り、無催告で原契約を解除することができるにとどまると解される」ことからすると、「本件契約書13条1項前段は、賃借人が支払を怠った賃料等の合計額が賃料3か月分以上に達した場合、賃料債務等の連帯保証人である被上告人が何らの限定な

く原契約につき無催告で解除権を行使することができるものとしている点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の権利を制限するものというべきである。」とした。

後段要件について、「原契約は、当事者間の信頼関係を基礎とする継続的契約であるところ、その解除は、賃借人の生活の基盤を失わせるという重大な事態を招来し得るものであるから、契約関係の解消に先立ち、賃借人に賃料債務等の履行について最終的な考慮の機会を与えるため、その催告を行う必要性は大きいといえることができる。ところが、本件契約書13条1項前段は、所定の賃料等の支払の遅滞が生じた場合、原契約の当事者でもない被上告人がその一存で何らの限定なく原契約につき無催告で解除権を行使することができるとするものであるから、賃借人が重大な不利益を被るおそれがあるといえることができる」ことから、「本件契約書13条1項前段は、消費者である賃借人と事業者である被上告人の各利益の間に看過し得ない不均衡をもたらし、当事者間の衡平を害するものであるから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるといえるべきである」ことから、本件契約書13条1項前段は、法10条に規定する消費者契約の条項に当たるといえるべきである。」とした。

明渡しみなし条項については、以下の通り判断した。

まず、明け渡しみなし条項につき、「本件契約書18条2項2号には原契約が終了している場合に限定して適用される条項であることを示す文言はないこと、被上告人が、本件訴訟において、原契約が終了していない場合であっても、本件契約書18条2項2号の適用がある旨を主張していること等に鑑みると、本件契約書18条2項2号は、原契約が終了している場合だけでなく、原契約が終了していない場合においても、本件4要件（①賃借人が賃料等の支払を2か月以上怠ったこと、②被上告人が合理的な手段を尽くしても賃借人本人と連絡が取れない状況にあること、③電気・ガス・水道の利用状況や郵便物の状況等から本件建物を相当期間利用していないものと認められること、④本件建物を再び占有使用しない賃借人の意思が客観的に看取できる事情が存すること―注山里）を満たすときは、賃借人が明示的に異議を述べない限り、被上告人が本件建物の明渡しがあったものとみなすことができる旨を定めた条項であると解され」、「本件契約書18条2項2号には原契約を終了させる権限を被上告人に付与する趣旨を含むことをうかがわせる文言は存しないのであるから、本件契約書18条2項2号について上記の趣旨の条項であると解することはできないといえるべきである。」とした。

前段要件について、「被上告人が、原契約が終了していない場合において、本件契約書18条2項2号に基づいて本件建物の明渡しがあったものとみなしたときは、賃借人は、本件建物に対する使用収益権が消滅していないのに、原契約の当事者でもない被上告人の一存で、その使用収益権が制限されることとなる。そのため、本件契約書18条2項2号は、この点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の権利を制限するものというべきである。」とした。

後段要件について、「そして、このようなときには、賃借人は、本件建物に対する使用収益権が一方的に制限されることになる上、本件建物の明渡義務を負っていないにもかかわらず、賃貸人が賃借人に対して本件建物の明渡請求権を有し、これが法律に定める手続によることなく実現されたのと同様の状態に置かれるのであって、著しく不当といえるべきであり、「また、本件4要件のうち、本件建物を再び占有使用しない賃借人の意思が客観的に看取できる事情が存するこ

とという要件は、その内容が一義的に明らかでないため、賃借人は、いかなる場合に本件契約書18条2項2号の適用があるのかを的確に判断することができず、不利益を被るおそれがあり、「なお、本件契約書18条2項2号は、賃借人が明示的に異議を述べた場合には、被上告人が本件建物の明渡しがあったとみなすことができないものとしているが、賃借人が異議を述べる機会が確保されているわけではないから、賃借人の不利益を回避する手段として十分でなく、「以上によれば、本件契約書18条2項2号は、消費者である賃借人と事業者である被上告人の各利益の間に看過し得ない不均衡をもたらし、当事者間の衡平を害するものであるから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである」というべきである。」とした。

2) 検討

(1) はじめに

以上、最判令和4年12月12日について概観をしたが、以下では、本件で問題となった解除権付与条項・明渡しみなし条項について、契約条項の解釈そして消費者契約法10条の該当性についての判断についてまとめておきたい。

(2) 契約条項の解釈について

解除権付与条項について、「契約を解除するに当たり催告をしなくてもあながち不合理とは認められないような事情が存する場合に、無催告で解除権を行使することが許される」との限定解釈の可否について争われたが、最高裁は、これを否定した。

明渡しみなし条項についても、「原契約が終了している場合に限定して適用される条項であることを示す文言はない」ことなどから、契約条項に何らかの解釈をすることなく、その文言の内容から判断をしている。

(3) 消費者契約法10条該当性

解除権付与条項について、前段要件につき、契約条項と任意規定（民法541条）との比較により判断し、後段要件につき、手続的要素を考慮せず、契約条項の文言に従い、契約条項の内容が実現した場合の消費者と事業者（家賃保証業者）との利益の均衡性について検討することにより後段要件該当性について判断している。

明渡しみなし条項について、前段要件について使用収益権が消滅していないにもかかわらず、原契約の当事者ではない家賃保証業者により使用収益権が制限されることとなる点から、前段要件の該当性を肯定し、後段要件についても、解除権付与条項と同様に、手続的要素を考慮せず、契約条項の文言に従い、契約条項の内容が実現した場合の消費者と事業者（家賃保証業者）との利益の均衡性について検討することにより後段要件該当性について判断している。

iii 検討

1) はじめに

消費者契約法10条の要件は、前段要件と後段要件から構成されている。前段要件について、消

消費者団体訴訟における実体法および契約の解釈 ―要件の解釈における個別訴訟との関係について―

費者の権利を制限・義務の加重の判断につき、明文の任意規定のみとの比較か、明文の任意規定以外の判例法理なども含まれるか、という点につき争いがあったが、最判平成23年7月15日⁷において、「任意規定には明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である。」とされ、その後の2016年改正において、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の」という文言が追加され、前段要件の解釈については任意規定以外の判例法理なども含まれるとの結論となった。もともと、最判平成23年7月15日は個別訴訟であるが、最判令和4年12月12日も同様の判断をしていると考えられる点からすると、個別訴訟の場合と団体訴訟の場合において、異なるところはないといえる。

これに対して、後段要件の解釈については、最判平成23年7月15日と令和4年12月12日の判断基準につき違いがみられること、学説においても判断基準につき争いがあることから、以下では、消費者契約法10条後段要件の判断基準について検討することとする。そして、判決の検討とは逆に、消費者契約法10条後段要件についての検討の後に限定解釈について検討することとする。

2)消費者契約法10条後段要件の解釈

(1)個別訴訟の場合の後段要件該当性の判断基準

個別訴訟における後段要件該当性の判断基準につき、判例（最判平成23年7月15日）は手続的要素を考慮するとされている。すなわち、「当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである」としている。

学説については、前段要件に該当することにより信義則違反とするものと、前段要件に該当しても信義則違反とはならないとするものがあり、さらに、前段要件に該当しても信義則違反とはならないとするものの中にも、判例同様手続的要素を考慮するものと契約条項を重視するものがある⁸。

私見としては、消費者契約法10条後段要件の解釈につき、手続的要素を考慮せず、契約条項の不当性により判断すべきであると考えている⁹。

(2)消費者団体訴訟との関係

最判令和4年12月12日の登場により、後段要件該当性の判断基準につき、判例の立場は、個別訴訟の場合と団体訴訟の場合とで、解釈が異なる結果となった。

もともと、個別訴訟と団体訴訟は異なる訴訟形態であるから、判断基準が異なることもありうると思うこともできる。しかし、団体訴訟において不当条項と判断された条項について、消費者が個別訴訟においてその不当性を争った場合、個別訴訟においては手続的要素を考慮すると、個別訴訟における消費者の救済が十分ではないとも考えられる。すなわち、団体訴訟においてある契約条項が消費者契約10条に該当する不当条項であるとの判決が出た後、その不当と判断された契約条項を使用している事業者と契約を締結している消費者が、団体訴訟を参照して条項の不当性を争った場合、「当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に

存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情」を考慮すると当該消費者との関係においては問題となっている契約条項は、消費者契約法10条後段要件には該当しないとして、消費者の訴えが棄却される可能性がある。特に、最判平成23年7月15日は「当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情」の箇所については、「契約書に一義的かつ具体的に記載された」という点やその額を考慮するとしていることからすると、契約書に明確に記載されているという点を重視すると、個別訴訟においては、当該契約条項は、常に、消費者契約法10条に該当しない契約条項となってしまうかねない。確かに、当該契約条項の使用差止めは認められたことからすると、今後の被害の予防という点は実現することができるが、現在被害にあっている消費者の救済は後退することとなると考えられる。

これに対し、契約条項を重視する見解からすると、個別訴訟と団体訴訟とで解釈は異なることとなる。そうすると、上記のような個別訴訟の場合の消費者被害救済の後退は生じないと考えられる。そもそも、消費者契約法10条は、契約条項の不当性についての判断であることからすると、その条項の文言に着目したうえで、その条項の不当性を判断すべきであり、個別訴訟と団体訴訟とで、異なる解釈をするべきではないし、個別契約条項の解釈については、当該条項が消費者契約において用いられていることからすると、消費者契約法の趣旨を勘案したうえで、格差のある当事者を前提に、その文言による解釈をすべきであり、個別訴訟の場合と団体訴訟とで異なるところはないといえる。また、大澤彩教授は、「最近では、適格消費者団体による不当条項の使用停止の事前申入れや差止めのように、不当条項の事前規制が積極的に活用されて」おり、「不当条項規制にあたっては不当な条項を定めること自体を防ぐことが重要であることから、適格消費者団体による事前申入れや差止めは促進されるべきである」とし、「そのためには、条項の不当性判断基準を明確にするとともに、消費者の合意の適正化確保のための他の民事・行政的手段にも目を向けなければならない。」¹⁰とされる。このような観点からも、消費者契約法10条後段要件該当性の判断基準は、手続的要素を考慮せず、その契約条項の文言を重視して不当性を判断すべきであるといえる。

確かに、個別の契約の締結については、当事者間のさまざまな事情が存することから、そのようなさまざまな事情を考慮することも重要であるとも考えられる。しかし、消費者契約法が、消費者と事業者との間の構造的な格差（情報の質および量ならびに交渉力の格差）に鑑みて条項の不当性を判断するとしている（消費者契約法1条参照）ことからすると、不当条項規制については、契約締結におけるさまざまな事情の考慮はあまりすべきではないと考えられる。もっとも、事業者が消費者に、十分な情報を提供し、熟慮の機会を与え、交渉も対等になされたうえで、その契約において当該契約条項を使用するという場合については、そのような条項は、「個別交渉条項」にあたりとし、消費者契約法の対象外として考えるとすることも可能であろう。

3) 限定解釈について

(1) はじめに

契約条項の文言につき、その条項の文言につき制限を加えて解釈をする・限定して解釈する場

消費者団体訴訟における実体法および契約の解釈 ―要件の解釈における個別訴訟との関係について―
合があるが、この解釈方法については、制限（的）解釈とか限定解釈といわれている。以下においては、原則として限定解釈と表記することとする。

以下においては、団体訴訟において限定解釈が許容されるかという点について検討することとする。

(2)判例

団体訴訟において契約条項について限定解釈することは許されるかという点について、令和4年12月12日は、上記の通りこれを否定した。

(3)学説

山本豊教授は、団体訴訟においては、「制限解釈された条項はその制限された内容で有効であることになり、条項使用の差止めを訴求した適格消費者団体は敗訴の憂き目をみ、誤解を招く透明度の低い表現をもつ契約条項が引き続き使用される結果となる」ことから、団体訴訟において「契約条項の制限解釈を行うことについては、慎重な態度が要請されよう」とされる¹¹。

鹿野菜穂子教授は、団体訴訟は、「消費者契約においては同種の被害が多数発生することが多いという特徴を踏まえ、消費者被害の未然防止・拡大防止のために設けられた制度である」とし、「そのような制度趣旨に鑑みるなら、不明確性・不透明性の故に消費者に不当な不利益をもたらすおそれのある条項は、その不透明性の故に不当条項として差止請求の対象とされるべきである」とし、「事業者の方が「限定解釈」を理由に差止請求を回避するということは認めるべきではない」とされる¹²。

(4)検討

問題となっている契約条項についての限定解釈の可否についてであるが、限定解釈をすることにより当該条項が消費者の権利・利益を侵害しないものとなるのであれば、当該契約条項はそもそも不当条項である可能性が高いといえる。この点、山野目教授は、限定解釈（制限解釈）について、「制限解釈というものが契約条項の文言とは乖離した理解をもたらすものであり、たとえその内容が消費者側に有利なものであるとしても、その点に消費者が意識、理解を獲得しないという課題を残す」ことから、「消費者への情報の不適切な提供」であるとされる¹³。山野目教授の指摘からもわかるように、限定解釈が必要となる契約条項は、限定解釈をすることによりその契約条項の真意が判明するというものであるから、契約条項そのものからはその契約条項の意味が明らかではないということとなる。したがって、問題となっている契約条項につき、限定解釈をするべきではないと考える。

IV 集団的被害回復手続（金銭請求）

i はじめに

上記の通り、集団的被害回復手続は、2013年に導入された制度（施行は2016年10月）であるが、東京高判令和3年12月22日¹⁴は、支配性要件について、過失相殺・因果関係について判断をし、

その判断の内容について検討の素材となる材料を提供している。したがって、以下においては、東京高判令和3年12月22日をみたうえで、本稿の問題意識である実体法の解釈について検討することとする。

ii 東京高判令和3年12月22日

1) 事案

(1) 事実

特定適格消費者団体が、仮想通貨に関する情報商材の売買につき、虚偽または実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調して情報商材の販売をすることが、不法行為に該当し、事業者が、事業者を支払われた売買代金等の支払義務を負うことの確認を求めた。

(2) 判旨

「確かに、本件各商品等のうち、DVDである仮想通貨バイブルについては、インターネットを通じて同一の内容の勧誘を受けて購入したものであるため、仮想通貨バイブルの購入に至る経緯は対象消費者に基本的に共通しているといえるものの、パルテノンコースについては、仮想通貨バイブル及びVIPクラスセットの購入者を対象として販売したものであり、各対象消費者の仮想通貨バイブルに対する評価等を含めパルテノンコースの購入に至る経緯等は対象消費者ごとに様々なものがあると想定され、また、VIPクラスセットの購入についても、投資関連セミナーへの参加等といったVIPクラスの内容に鑑みれば、その購入に至る経緯等にも個別性が強いと想定される。そして、パルテノンコース及びVIPクラスセットの購入に至る経緯のみならず、仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴等については、陳述書等のみから類型的に認定することは困難であると解される（なお、仮に、仮想通貨バイブルについては、投資の知識、経験の有無及び程度等について陳述書等から類型的に認定して過失相殺の有無及び過失相殺の程度を判断することが困難であるとまではいえないとしても、前記アのとおり、そもそも投資等により誰でも簡単に確実に稼ぐことができる方法があるとは容易に想定し難いことに加え、仮想通貨による稼ぎ方に関する情報が仮想通貨バイブルの販売当時に一般に知れ渡っていない状況にあったとうかがわれることに照らせば、仮想通貨バイブルを購入した動機は、被控訴人らからの勧誘により対象消費者が誰でも簡単に確実に稼ぐ方法があると誤信した場合のほかに、そのような誤信をせずに、単に仮想通貨による稼ぎ方に興味を抱いた場合なども想定される。そうすると、仮に控訴人が主張するように仮想通貨バイブルの勧誘が不法行為となるとしても、その対象消費者ごとに当該不法行為により当該対象消費者が誰でも簡単に確実に稼ぐ方法があると誤信したかどうか、すなわち因果関係の存否についても、被控訴人らが争っているため、それぞれ個別に審理する必要がある、陳述書等により類型的に判断することは困難であると解される。）」

2) 検討

(1) 過失相殺

東京高判令和3年12月22日は、支配性要件につき、過失相殺は個別の判断が必要（類型的に認

消費者団体訴訟における実体法および契約の解釈 ―要件の解釈における個別訴訟との関係について―
定することが困難)であることから、これを否定した。

(2)その他

東京高判令和3年12月22日は、「仮に、仮想通貨バイブルについては、投資の知識、経験の有無及び程度等について陳述書等から類型的に認定して過失相殺の有無及び過失相殺の程度を判断することが困難であるとまではいえないとしても」、「その対象消費者ごとに当該不法行為により当該対象消費者が誰でも簡単に確実に稼ぐ方法があると誤信したかどうか、すなわち因果関係の存否についても、被控訴人らが争っている」ことから、類型的判断が困難であるとして、支配性要件の該当性を否定した。

iii 検討

1)はじめに

以上、支配性要件に関する東京高判令和3年12月22日を概観した。以下では、過失相殺に関する支配性要件の考え方そして因果関係に関する支配性要件についての問題点について検討することとする。

2)過失相殺

(1)消費者庁

消費者庁は、支配性が否定される場合の例として、「過失相殺が問題になる場合であって、個々の消費者ごとの過失相殺についての認定が困難な場合」¹⁵を挙げる。

(2)学説

町村泰貴教授は、支配性要件該当性について厳しく要求することは、集団的被害回復手続の存在意義を失わせることにもなりかねないという認識を前提とし、過失相殺につき、「必ずしも個々の対象消費者ごとに検討する必要はなく、類型的な判断が可能な場合もありうる」とし、「消費者の投資経験や年齢などによる分類に基づき過失割合を類型化することが考えられる」とされる¹⁶。

日本弁護士連合会も共通義務確認訴訟の段階で過失割合を一律認定することも可能と考えられることから、過失相殺の可能性があることから支配性を否定することは不当であるとしている¹⁷。そして、消費者裁判手続特例法は、あらかじめ一定の請求を対象外としていることから、簡易確定手続において人証調べなどをおこなわずに判断できるよう工夫できることから、支配性要件を欠く場合は限定的であるともしている¹⁸。

山本和彦教授は、集団的被害回復手続が「対象消費者の権利の実質的保護のための特例的な制度(すなわち民事訴訟法の例外である既判力の片面的拡張を実質的に認める制度)であることを前提にそれを正当化するためには、この制度に意味がある場面にその適用を限定するとともに、被告の予測可能性及び裁判所・被告の審理負担に十分な配慮をする必要があるという点」を基本的な視点とし¹⁹、支配性を欠く場合は、消費者裁判手続特例法3条2項によって概ね排除されて

おり、「対象消費者が個別訴訟を提起した場合の負担の総和よりも相当程度（この制度の存在を認めるに値する程度）に審理負担が軽減されているのであれば、仮に簡易確定手続において一定の個別審理の発生が予想されても、共通義務確認訴訟の利用を認めてもよいと考えられる」とし、「損害の類型化や対象消費者の類型化によって書面手続による対応が相当数の消費者について可能であり、被告が合理的に行動すれば多くの債権については書面手続で完結する可能性があるのであれば、支配性を認めることはできるものと解されよう」²⁰とされる。

そして、過失相殺について、「一律の認定が不可能であるとしても、過失（注意義務の内容・程度および違反の態様等）の類型化は可能であると思われる」とし、「多数消費者が同様の被害に遭っている場合、その間の公平性を確保するためには、いかなる要素によりどの程度の過失を認め、いかなる割合の過失相殺をするのかについて、客観的に説明可能である必要がある」ことからすれば、「年齢、投資経験、学歴・職歴、商品購入の事情等を類型化・抽象化して、それに合わせた過失割合を設定せざるを得ない」とされる²¹。

(3)私見

上記の学説は、手続法の観点から、類型的な立証が可能であることから、過失相殺についての支配性要件を肯定するものである。

本稿の検討対象である実体法の観点からは、過失相殺は、被害者からの損害賠償請求が肯定されたのち、その損害賠償額の調整として機能しているといえる。そうすると、加害者の損害賠償義務の存否については、責任設定レベルでの判断となることから、集团的被害回復手続に置き換えると、事業者の金銭の支払義務の存否については、責任設定レベルとしての共通義務確認訴訟で判断されることとなり、そして、共通義務確認訴訟において金銭の支払義務が肯定されたのち、簡易確定手続により実際の賠償額（個別被害消費者への分配額）が判断されることとなる。したがって、実体法上の観点からしても、過失相殺についての判断は、共通義務確認訴訟ではなく、簡易確定手続で判断すべきである。

2)因果関係

(1)はじめに

東京高判令和3年12月22日は、勧誘行為により、消費者が誤認したか（因果関係）についても争いがあり、消費者の誤認の存否（因果関係の有無）については、個別の判断が必要であり、個別の審理が必要となることから、支配性否定している。しかし、東京高判令和3年12月22日の判断を前提とすると、このような誤認が問題となる場合については、集团的被害回復手続の対象外となってしまう。

そうすると、多数の消費者被害が発生している事件について、消費者個人での被害回復が困難な場合に特定適格消費者団体による集团的被害回復を目的とする消費者裁判手続特例法の趣旨に反するのではないか。そして、因果関係については、差止請求においても、消費者契約法4条が差止の対象となっており、消費者契約法4条は、誤認類型・困惑類型ともに、事業者の勧誘行為により消費者が誤認または困惑したことが必要とされていることから、差止めが認められるため

消費者団体訴訟における実体法および契約の解釈 ―要件の解釈における個別訴訟との関係について―
の要件とされている。以下では、この因果関係についての要件についての問題点について検討することとする。

(2)検討

不当勧誘行為による消費者被害については、不当勧誘行為により意思表示をしたことが必要である。すなわち、事業者の不当勧誘行為と消費者の意思表示との間に因果関係が必要となる。

ここで、個別の消費者につき事業者の行為と消費者との誤認との間の因果関係を厳格な認定を必要とすると、差止請求の場合は事業者の不当な勧誘行為の差止めが否定されることとなり、集団的被害回復手続においては、常に支配性が否定されることとなる。なお、集団的被害回復手続において、因果関係の要件の位置づけについてであるが、上記の過失相殺とは異なり、事業者の支払義務の存否の判断において必要な要件であることから、共通義務確認訴訟の段階での判断となる。

消費者団体訴訟は、消費者被害の予防・拡散防止をすることを目的とする差止請求と、消費者個人での被害回復が困難な場合に特定適格消費者団体による集団的な被害回復を目的とする集団的被害回復手続からなることからすると、容易に請求が否定されることは、両制度の趣旨に反する結果となる。したがって、因果関係要件について解釈については厳格に解するのは相当ではない。この点は、団体訴訟に限らず個別訴訟においても妥当と思われる。しかし、消費者の権利・利益保護のために因果関係要件を無視するような解釈も妥当ではない。以下では、簡単にはあるが上記の点を考慮したうえでの解釈について検討をしたい。

集団的被害回復手続においては、実際の被害者が多数存在している。そうすると、実際に多数の被害者が生じているような事業者の行為は、事業者の行為の不当性が推認されることとなり、事業者の行為と被害消費者の意思表示や権利・利益侵害との間の因果関係あり、と考えられるのではないであろうか。因果関係が争われるような消費者については、損害賠償額の調整として、簡易確定手続において、当該消費者が誤認などをしないよう調査すべき義務を怠ったとして、過失相殺により支払額の調整することが可能であると考えられる。

差止請求における不当勧誘規制においても同様に考えることも可能であると考えられる。すなわち、差止請求の対象は、消費者契約法4条1・2・3項などである。消費者契約法の誤認類型と困惑類型を例として検討すると、消費者契約法4条1・2・3項において、消費者が誤認するまたは困惑する類型が定められているとすると、消費者契約法に規定された行為については、消費者が誤認または困惑しやすい行為の例示と考えることもでき、これらの行為は事業者の行為の不当性を推認することが可能であると考えられる。そして、これらの行為と消費者の誤認または困惑との間に因果関係をとりあえずは肯定するとし、事業者はこれに対して当該勧誘行為の正当性を主張立証すると考えることも可能であると思われる。

V おわりに

本稿は、消費者団体訴訟における実体法・契約の解釈について、最近の最判令和4年12月12日と東京高判令和3年12月22日という2つの判決を素材として検討をおこなった。もっとも、差止

請求につき、不当条項規制については消費者契約法10条該当性が争われた最判令和4年12月12日において、不当勧誘規制については集团的被害回復手続における因果関係についての支配性要件との関係が東京高判令和3年12月22日において示されたことから、集团的被害回復手続において検討した。以下では、本稿での検討の結果について、まとめてみることにする。

差止請求

①不当条項規制

- ①-1 不当条項規制については条項の文言を重視して解釈すべきである。
- ①-2 問題となっている契約条項につき限定解釈をすることや、消費者契約法10条後段要件について手続的要素を考慮すべきではない。

②不当勧誘規制

差止請求の対象行為は、消費者が誤認や困惑をする類型が規定されているとして不当性が推認され、事業者の当該勧誘行為と消費者の誤認・困惑との間の因果関係を肯定することが可能である。

集团的被害回復手続

①過失相殺

- ①-1 支配性要件の該当性を肯定し、共通義務確認訴訟により金銭の支払義務の存否を判断すべきである。
- ①-2 過失相殺が必要な場合については、簡易確定手続により支払額の調整として判断すべきである。

②因果関係

問題となっている事業者の行為は、実際に多数の消費者被害を主事させている行為であることから、事業者の行為につき不当性を推認させ、支配性要件を肯定すべきである。

なお、本稿における検討は、簡単なものとどまっていることは否定できず、さらなる検討が必要である。本稿における検討が、さらなる議論のきっかけとなることができれば幸いである。

-
- 1 要件の整理の仕方についてであるが、団体訴訟においては、「誰が訴えを提起することができるか」そして「その訴えの対象となるものはどのようなものか」が問題となることから、「誰が訴えを提起することができるか」についてを「主体要件」とし、「その訴えの対象となるものはどのようなものか」についてを「行為要件」とした。
 - 2 山野目章夫「不動産賃貸借の信頼関係破壊法理と消費者契約法に基づく差止請求権」都筑満雄・白石大・根本尚徳・前田太朗・山城一真編『民法・消費者法理論の展開 後藤卷則先生古稀記念論文集』（弘文堂・2022年）9-10頁。
 - 3 山野目・前掲注2「不動産賃貸借の信頼関係破壊法理と消費者契約法に基づく差止請求権」10頁
 - 4 「主体要件」の意味については、差止請求の場合の「主体要件」と同様である。
 - 5 裁判所HP。
 - 6 なお、この事件においては、第1審および第2審においては、本文中の「解除権付与条項」と「明け渡しみなし条項」以外の条項（「異議不存在確認条項」など）の差止めの可否について争われたが、上告審においては、「解除権付与条項」と「明け渡しみなし条項」のみについて判断がなされた。

- 7 民集65巻5号2269頁。
- 8 詳細については、山里盛文「判批」法律科学研究所年報28号（2012年）348－350頁を参照。
- 9 山里・前掲注8「判批」353－355頁。
- 10 大澤彩『消費者法』（商事法務・2023年）140頁。
- 11 山本豊「適格消費者団体による差止請求」法律時報83巻8号（2011年）33－34頁。
- 12 鹿野菜穂子「消費者契約条項の透明性と不当条項審査—消費者契約条項の限定解釈とその限界」沖野眞巳・丸山絵美子・水野紀子・森田宏樹・森永淑子編『河上正二先生古稀記念 これからの民法・消費者法（Ⅱ）』（信山社・2023年）326頁。
- 13 山野目・前掲注2「不動産賃貸借の信頼関係破壊法理と消費者契約法に基づく差止請求権」17頁。
- 14 判例時報2526号14頁。
- 15 消費者庁消費者制度課『一問一答 消費者裁判手続特例法』（商事法務・2014年）37頁。
- 16 町村泰貴『詳解 消費者裁判手続特例法』（民事法研究会・2019年）68－69頁。
- 17 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『コンメンタール消費者裁判手続特例法』（民事法研究会・2016年）99頁。
- 18 日本弁護士連合会・前掲注17『コンメンタール消費者裁判手続特例法』96頁。
- 19 山本和彦「共通義務確認訴訟における支配性の要件」沖野眞巳・丸山絵美子・水野紀子・森田宏樹・森永淑子編『河上正二先生古稀記念 これからの民法・消費者法（Ⅱ）』（信山社・2023年）666頁。
- 20 山本和彦・前掲注19「共通義務確認訴訟における支配性の要件」666－667頁。
- 21 山本和彦「判批」現代消費者法55号（2022年）81頁。